

[事案 29-114] 手術給付金支払請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

両眼の手術を受け、手術給付金の請求をしたところ、1 回分の手術給付金しか支払われなかったことを不服として、もう 1 回分の手術給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主な主張>

両眼の手術を受けたので、平成 27 年 6 月に契約した積立保険の医療特約に基づき、手術給付金を請求したところ、約款規定を理由に 1 回分の手術給付金しか支払われなかった。しかし、本手術前に募集人に対し、両眼同時に手術を受ける可能性を伝えた際に、募集人から、左右両眼の手術を同一の日に受けたときは 1 回分の手術給付金しか支払われないとの説明を受けていれば、まずは片眼の手術のみ行い、60 日間経過後にもう片眼の手術を受けることによって 2 回分の手術給付金の支払いを受けることができたので、もう 1 回分の手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本手術前に、募集人は、病名および片眼の手術予定を明かされたのみで、もう片眼についての話は一切聞かされていない。
- (2) 申立人が両眼同時に手術を受けることになる可能性を知らなかった以上、手術を同一の日に 2 つ以上受けたときは、最も倍率の高いいずれか 1 つの手術を受けたものとみなす旨の医療特約の規定を説明しなかったからといって、当社側に落ち度はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術前のやり取りについて確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本手術前に申立人が募集人に両眼同時に手術を受ける可能性を伝えたとは認められず、また募集人に説明義務違反があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。